

### 8-1-3 EU 木材規則の監視団体の認定および認定取消の手續に関する欧州委員会委任規則 仮訳

「Commission Delegated Regulation (EU) No 363/2012 of 23 February 2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market」の仮訳を掲載する。原文は以下に掲載されている。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32012R0363>

2012 年 2 月 23 日付

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める  
欧州議会および欧州理事会規則 (EU) No. 995/2010 に定める  
監視団体の認定および認定取消の手續規則に関する  
欧州委員会委任規則 (EU) No. 363/2012  
(EEA 関連文書)

欧州委員会は、

欧州連合の機能に関する条約を考慮し、

木材・木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付の欧州議会  
および欧州理事会規則 (EU) No 995/2010<sup>(1)</sup>、特に同第 8 条 (7) 項を考慮し、

以下の背景を踏まえて、

- (1) 規則 (EU) No 995/2010 は、特に、違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを最小限に抑えることを目的としている。監視団体は、事業者が同規則の要件を満たすための支援を行う必要があり、そのために、監視団体は、デューデリジェンス・システムを構築し、事業者に同システムを利用する権利を付与し、事業者が同システムを適切に使用していることを確認しなければならない。
- (2) 欧州委員会が監視団体を認定する手続きは、公平かつ透明で独立しているべきである。従って、申請者の評価は、加盟国の管轄官庁と協議を行い、申請者に関する十分な情報を収集した後に行われなければならない。情報収集には、必要に応じて申請者の敷地を訪問することも含まれる。

<sup>(1)</sup> OJ L 295, 12.11.2010, p. 23.

- (3) 木材が伐採国の関連法を遵守しているかどうかを判断し、違法伐採木材および違法伐採木材由来の木材製品が域内市場に出荷されるリスクを評価する手段を提案するには、監視団体が備えるべき適切な専門知識と能力を特定する必要がある。確認されたリスクが無視できる程度ではない場合、監視団体は、同リスクを効果的に最小限に抑えるための適切な措置を提案できなければならない。
- (4) 監視団体は、透明性のある独立した方法で業務を遂行し、同業務から生じる利益相反を回避し、差別的でない方法で事業者にサービスを提供することを確保しなければならない。
- (5) 欧州委員会は、公平かつ透明で独立した手続きを経て、認定取消の決定を下さなければならない。欧州委員会は、決定を下す前に、加盟国の関係管轄官庁と協議を行い、十分な情報を収集する必要がある（必要に応じ、立入検査を含む）。関係する監視団体には、決定が下される前に意見を提出する機会が与えられなければならない。
- (6) 欧州委員会は、比例性原則に従って、監視団体が業務を遂行していない、または規則（EU）No 995/2010 の第 8 条に定める要件を満たしていない場合において、発見された欠陥のレベルを考慮し必要と判断した際は、暫定的、条件付き、またはその両方、あるいは恒久的に認定を取り消すことができなければならない。
- (7) 本規則の範囲内での個人データの処理（特に、監視団体としての認定申請における個人データの処理）に係る個人の保護の水準は、個人データの処理に係る個人保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日付けの欧州議会および欧州理事会指令 95/46/EC<sup>(2)</sup>、ならびに欧州共同体の機関・組織による個人データの処理に係る個人の保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付の欧州議会および欧州理事会規則（EC）No 45/2001<sup>(1)</sup>に定められた要件を満たすよう確保される必要がある。

ここに以下の規則を採択する。

## 第 1 条 定義

本規則の目的上、規則（EU）No 995/2010 の第 2 条に定められた定義に加えて、以下の

<sup>(2)</sup> OJ L 281, 23.11.1995, p. 31.

<sup>(1)</sup> OJ L 8, 12.1.2001, p. 1.

定義が適用される。

- (1) 「関係管轄官庁」とは、監視団体または監視団体としての認定申請者が合法的に設立された加盟国、あるいは欧州議会および欧州理事会指令 2006/123/EC<sup>(2)</sup>の意義の範囲内でサービスを提供しているまたはサービス提供を意図している加盟国の管轄官庁を意味する。
- (2) 「正式な資格の証拠」とは、加盟国の法律上・行政上の規定に従って指定された加盟国内の機関が交付した証書、証明書その他の証拠で、専門的訓練を成功裏に終了したことを証明するものを意味する。
- (3) 「職業経験」とは、関係する職業に実際的および合法的に従事することを意味する。

## 第 2 条

### 認定の申請

1. 公共・民間を問わず、会社、法人、事務所、企業体、機関または官庁など、欧州連合内で合法的に設立された主体は、監視団体として認定されるための申請書を欧州委員会に提出することができる。

同主体は、付属書に列記された文書と共に、欧州連合のいずれかの公用語で当該申請書を提出しなければならない。

2. 申請者は、監視団体として認定されるために、規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条 (2) 項および本規則の第 5 条から第 8 条に定められたすべての要件を満たさなければならない。
3. 欧州委員会は、申請書の受領日から 10 営業日以内に、受領を確認し、申請者に参照番号を付与しなければならない。

欧州委員会は、申請者に対し、申請に関する決定を行う仮の期限も示さなければならない。

また欧州委員会は、申請の審査において追加の情報・文書を入手するために仮の期限を変更した場合は常に、申請者にその旨を通知しなければならない。

4. 申請受領日から 3 カ月、または欧州委員会から申請者への直近の書面通信日から 3

<sup>(2)</sup> OJ L 376, 27.12.2006, p. 36.

カ月が経過した段階で（いずれか遅い方）、欧州委員会が認定を決定していない場合、または申請を却下した場合、欧州委員会は、申請に関する審査の進捗状況を申請者に書面で通知しなければならない。

前段の規定は、1つの申請の取り扱い対して複数回適用されることがある。

5. 欧州委員会は、申請書および関係書類の写しを関係管轄官庁に送付しなければならない。関係管轄官庁は、同送付日から1カ月の間、当該申請に関する意見を提供することができる。

### 第3条

#### 追加文書および敷地へのアクセス

1. 申請者または関係管轄官庁は、欧州委員会の要請に応じて、欧州委員会が求める追加の情報または文書を、指定された期限内に提出しなければならない。
2. 申請者は、欧州委員会に対し、規則（EU）No 995/2010 の第8条および本規則の第5条から第8条に定められたすべての要件が満たされていることを確認するために、敷地へのアクセスを認めなければならない。欧州委員会は訪問する旨を申請者に事前に通知しなければならず、関係管轄官庁は同訪問に同行することができる。

申請者は、当該訪問に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

### 第4条

#### 認定の決定

欧州委員会は、規則（EU）No 995/2010 の第8条（3）項に従って認定を決定した場合、認定決定日から10営業日以内に当該申請者にその旨を通知しなければならない。

欧州委員会は、申請者に認定証を遅滞なく送付し、規則（EU）No 995/2010 の第8条（3）項の後段に従って、本条前段で言及された期限内に、当該決定を全加盟国の管轄官庁に通知しなければならない。

### 第5条

#### 欧州連合内における法人格および設立の合法性

1. 申請者が複数の加盟国において合法的に設立されている場合、申請者は、欧州連合内

における登記上の事務所、本部または主たる事務所、ならびにいずれかの加盟国内に設置されているすべての代理機関、支部または補助機関に関する情報を提供しなければならない。また申請者は、サービスの提供を意図する加盟国を申告しなければならない。

2. 申請者が加盟国の官庁の一部である場合は、欧州連合内における法人格および設立の合法性を証明する必要はないものとする。

## 第6条

### 適切な専門知識

1. 規則 (EU) No 995/2010 の第8条 (2) 項 (b) 号が求める監視団体による適切な業務の遂行を確保するために、専門的能力を有する申請者の人員は以下の最低基準を満たさなければならない。そのことが正式な資格の証拠および職業経験によって証明されなければならない。
  - (a) 監視団体の業務に関連した分野における正式な専門的訓練。
  - (b) 専門上級職に関しては、監視団体の業務に関連した職務における5年以上の専門的経験。

上段の (a) 号の目的上、林業、環境、法律、経営管理、リスク管理、貿易、監査、財務管理、またはサプライチェーン管理に関連した分野が関連分野とみなされるものとする。

2. 申請者は、当該人員の職務および責務を記載した記録を保管しなければならない。また申請者は、当該人員の職務遂行および専門的能力を監督する手順を整備しなければならない。

## 第7条

### 監視団体としての業務遂行能力

1. 申請者は、以下を整備していることを証明しなければならない。
  - (a) 監視団体としての適切な業務遂行を確保する組織構造。
  - (b) 事業者が使用できるデューデリジェンス・システム。

- (c) デューデリジェンス・システムを評価・改善するための方針および手順。
  - (d) 事業者によるデューデリジェンス・システムの適切な使用を確認する手順およびプロセス。
  - (e) 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に使用していない場合に講じる是正措置の手順。
2. 申請者は、第1項の要件に加えて、監視団体の業務を遂行するために必要な財政的・技術的能力を有していることを証明しなければならない。

## 第8条

### 利益相反の不在

1. 申請者は、活動の客観性および公平性が守られるような形で組織されなければならない。
2. 申請者は、監視団体としての業務遂行によって生じる利益相反（関連組織または委託業者との関係から生じる対立を含む）のリスクを特定、分析、記録しなければならない。
3. 利益相反のリスクが特定された場合、申請者は、組織・個人レベルでの利益相反を回避するための方針および手順を書面で整備しなければならない。書面の方針および手順は、維持および実施されなければならない。また、当該方針および手順に第三者監査を含めることができる。

## 第9条

### 認定後の変化に関する情報

1. 監視団体は、認定後に以下の状況が生じた場合、遅滞なく欧州委員会に通知しなければならない。
  - (a) 認可後に、監視団体が第5条から第8条までの要件を満たす能力に影響を及ぼしかねない変化が生じた場合。
  - (b) 監視団体が、欧州連合内に、申請時に申告した以外の代理機関、支部または補助機関

を設置した場合。

- (c) 監視団体が、申請時に申告した以外の加盟国、または (d) 項に従ってサービス提供を停止したと申告していた加盟国においてサービスの提供を決定した場合。
  - (d) 監視団体が、いずれかの加盟国においてサービスの提供を停止した場合。
2. 欧州委員会は、第 1 項に基づいて得たすべての情報を関係管轄官庁に提供しなければならない。

## 第 10 条 認定決定の再検討

1. 欧州委員会は、監視団体の認定決定をいつでも再検討することができる。

欧州委員会は、以下の場合に当該再検討を行わなければならない。

- (a) 関係管轄官庁が、本規則の第 5 条から 8 条の規定とおりに、監視団体が規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条 (1) 項に定められた業務をもはや遂行していない、または規則 No 995/2010 の第 8 条 (2) 項に定められた要件をもはや満たしていないと判断したことを欧州委員会に通知した場合。
  - (b) 欧州委員会が、監視団体が規則 (EU) の第 8 条 (1) 項および (2) 項ならびに本規則の第 5 条から第 8 条に定められた要件をもはや満たしていないという関連情報(第三者からの根拠のある懸念を含む) を入手した場合。
  - (c) 監視団体が、本規則の第 9 条 (1) 項 (a) 号で言及された変化を欧州委員会に通知した場合。
2. 欧州委員会は、再検討に着手した場合、再検討および検査の実施において再検討チームの補助を受けるものとする。
3. 申請者は、規則 (EU) No 995/2010 の第 8 条および本規則の第 5 条から第 8 条に定められたすべての要件が満たされていることを再検討チームが確認するために、敷地へのアクセスを再検討チームに認めなければならない。関係管轄官庁は、同訪問に同行することができる。

申請者は、当該訪問に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

4. 再検討チームは、訪問の結果を記した報告書を作成しなければならず、同報告書には、裏付けとなる証拠を添付しなければならない。

再検討報告書には、監視団体の認定を撤回すべきかどうかの提言を示さなければならない。

再検討チームは、再検討報告書を関係管轄官庁に送付しなければならない。関係管轄官庁は、同送付日から3週間の間、当該報告書に関する意見を提出することができる。

再検討チームは、関係する監視団体に対し、訪問結果の要約および報告書の結論を通知しなければならない。当該監視団体は、同送付日から3週間の間、再検討チームに意見を述べることができる。

5. 再検討チームは、監視団体が規則（EU）No 995/2010 の第8条に定められた業務および要件をもはや履行していないと判断した場合、発見された欠陥のレベルを考慮した上で必要とみなした際は、再検討報告書の中で、暫定的、条件付き、またはその両方、あるいは恒久的な認定取消を提言することができる。

再検討チームは、上記の代わりに、是正措置の通知または正式な警告の発布、あるいはさらなる措置を取らないことを欧州委員会に提言することができる。

## 第11条 認定取消の決定

1. 欧州委員会は、第10条で言及された再検討報告書を考慮した上で、監視団体の暫定的、条件付きまたはその両方、あるいは恒久的な認定取消を行うかどうかを決定しなければならない。
2. 欧州委員会は、発見された欠陥のレベルでは、規則（EU）No 995/2010 の第8条（6）項に基づき、監視団体が当該規則の第8条（2）項に定められた業務および要件をもはや履行していないと判断するには至らない場合、是正措置の通知または正式な警告を発布することができる。
3. 監視団体の認定を取り消す決定、ならびに第2項に基づく通知または警告の発布は、同決定の採択日から10営業日以内に、関係する監視団体に通知し、さらに規則（EU）No 995/2010 の第8条（6）項に従って全加盟国の管轄官庁にも通知しなければならない。

ない。

第12条  
データ保護

本規則は、指令 95/46/EC および規則 (EC) No 45/2001 に定められた個人データの処理に関する規則を損なわないものとする。

第13条  
最終規定

本規則は、欧州連合官報に掲載されてから 20 日目に発効する。

本規則は全体として拘束力を有し、全加盟国において直接適用されるものとする。

ブリュッセルにて作成、2012年2月23日

欧州委員会  
委員長  
ジョゼ・マヌエル・バロゾ

## 付属書

### 関係書類のリスト

法人格、設立の合法性、サービスの提供：

- 関連する国内法に定められた証拠書類の写し。
- 申請者がサービスの提供を意図する加盟国のリスト。

適切な専門知識：

- 機関の詳細および主体の構造。
- 専門的能力を有する人員のリスト（職務経歴書の写しを添付）。
- 上記人員の職務・責務および所属部署。
- 監視団体が専門的能力を有する人員の職務遂行および専門的能力を監督する手順を説明した詳細。

監視団体としての業務を遂行する能力：

以下に関する詳細：

- デューデリジェンス・システム。
- デューデリジェンス・システムを評価・改善するための方針および手順。
- 事業者または第三者からの苦情に対処するための方針および手順。
- 事業者によるデューデリジェンス・システムの適切な使用を確認するための手順およびプロセス。
- 事業者がデューデリジェンス・システムを適切に使用していない場合に講じる是

正措置の手順。

- 記録管理プロセス。

財務能力：

- 前会計年度の財務諸表の写し。または、
- 売上高の申告。または、
- 申請者が正当な理由によって上記を提出できない場合は、その他の裏付け資料。
- 賠償責任保険の証拠。

利益相反の不在：

- 利益相反がないことの宣言。
- 組織・個人レベルでの利益相反を回避するための書面の方針および手順（第三者監査を含めることができる）。

業務委託：

- 委託する業務の詳細。
- すべての委託業者または補助機関（設置した場合）が上記の関連要件を満たしている証拠。